

# 岩手保健医療大学大学院学則

(令和〇年〇月〇日制定)

## 目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 組織（第4条－第8条）
- 第3章 学年、学期及び休業日（第9条－第11条）
- 第4章 修業年限及び在学年限（第12条－第14条）
- 第5章 入学、休学及び退学等（第15条－第28条）
- 第6章 教育課程及び履修方法等（第29条－第38条）
- 第7章 修了及び学位（第39条・第40条）
- 第8章 科目等履修生、聴講生、研究生及び外国人留学生（第41条－第44条）
- 第9章 入学金及び授業料等（第45条）
- 第10章 賞罰（第46条・第47条）
- 第11章 雑則（第48条）

## 附則

### 第1章 総 則

#### (目的)

第1条 岩手保健医療大学大学院（以下「本大学院」という。）は、建学の精神である「人々の生活と健康を高め、地域社会に貢献するケア・スピリットを備えた保健医療人の育成」を基本理念とし、看護学を基盤に自ら考え、行動し、社会を切り拓く人材を養成することを目的とする。

#### (自己評価等)

第2条 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、本大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果に基づいて教育研究活動等の改善及び充実に努める。

2 前項の点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

#### (教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第3条 本大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るため、本大学院における研修及び研究を組織的に実施するものとする。

2 研修等の実施に関し必要な事項は、別に定める。

## 第2章 組織

(研究科及び入学定員等)

第4条 本大学院に看護学研究科（以下「研究科」という。）を置く。

2 研究科の専攻、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

専攻	入学定員	収容定員
看護学専攻	3名	6名

(研究科長等)

第5条 研究科に研究科長及び必要な職員を置く。

2 研究科長は、研究科に関する校務をつかさどる。

(事務局)

第6条 本大学院の事務は、事務局において処理する。

(大学院教授会)

第7条 本大学院の教育研究に関する重要事項を審議するため、大学院教授会を置く。

2 大学院教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会)

第8条 本大学院に大学院運営に必要な委員会を置くことができる。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

## 第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第9条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日で終わる。

(学期)

第10条 学年を次の学期に分ける。

前期	4月1日から9月30日まで
後期	10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第11条 休業日は、次のとおりとする。ただし、第4号から第6号の期間は、毎年度学年暦により定めるものとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 開学記念日

(4) 春期休業

(5) 夏期休業

(6) 冬期休業

2 前項の規定にかかわらず、学長は必要があると認めた場合は、休業日の変更又は臨時の休業日を定めることができる。

#### 第4章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第12条 本大学院の修業年限は、2年とする。

(在学年限)

第13条 在学年限は、通算して4年を超えることができない。

2 転入学及び再入学した学生は、定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

(長期履修)

第14条 学生が職業を有している等の事情により、第12条に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第5章 入学、休学及び退学等

(入学の時期)

第15条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第16条 本大学院に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者

(3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 日本において、文部科学大臣が指定した外国大学日本校の16年の課程を修了した者

(5) 外国の大学等において、修業年限が3年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 文部科学大臣が指定した専修学校の専門課程を修了した者で本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等あるいはそれ以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

(入学の志願)

第17条 本大学院への入学を志願する者は、本大学院所定の出願書類に入学検定料を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

(入学者の選考)

第18条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第19条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに、本大学院所定の書類を提出するとともに、入学金、授業料及びその他の学費を納付しなければならない。

2 学長は、前項に規定する入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(転入学)

第20条 他の大学院に在学する者で本大学院に転入学を志願するものがあるときは、選考のうえ相当年次に入学を許可することができる。

(再入学)

第21条 第25条及び第27条の規定により本大学院を退学した者で本大学院に再び入学を志願するものは、選考のうえ相当年次に入学を許可することができる。

(転入学、再入学の修業年限等)

第22条 第20条及び21条の規定により入学を許可された者の在学期間の通算、及び既修得単位の取り扱いその他必要な事項は、別に定める。

(休学)

第23条 学生が疾病その他の理由により、引き続き2か月以上修学することができないときは、学長の許可を得て休学することができる。

2 学長は、疾病のため修学することが適当でないと認められる学生に対して、休学を命ずることができる。

3 休学期間は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別な事情がある場合は、学長の許可を受けて、1年の範囲内で期間を延長することができる。

4 休学期間は、通算して2年を超えることはできない。

5 休学期間は、在学年限に算入しない。

(復学)

第 24 条 休学期間中に当該理由がなくなったときは、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第 25 条 学生が他の大学院へ転学をしようとするときは、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(留学)

第 26 条 学生が外国の大学院に留学をしようとするときは、学長に願い出て許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けて留学した期間は、修業年限に含めることができる。

3 留学の取扱いについては、別に定める。

(退学)

第 27 条 学生が退学しようとするときは、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第 28 条 学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、学長が除籍する。

(1) 第 12 条に規定する在学年限を超えたとき。

(2) 第 23 条第 4 項に規定する休学期間を超えたとき。

(3) 授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しないとき。

(4) 行方不明の者及び死亡した者

## 第 6 章 教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成方針)

第 29 条 教育課程の編成は、本大学院の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導計画を策定し、体系的に行うものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的要素を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(授業科目)

第 30 条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目に分け、各年次に配当して編成するものとする。

2 授業科目及び単位数は、別表 1 のとおりとする。

(教育方法の特例)

第 31 条 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育を行うことができる。

(履修単位)

第 32 条 学生は、別表に定めるところにより 30 単位以上を修得しなければならない。

(単位の計算方法)

第 33 条 各授業科目の単位数の計算方法は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。

(1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で本大学院が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で本大学院が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(単位の授与)

第 34 条 授業科目を履修し、所定の試験に合格した者には、単位を与える。

(学修の評価)

第 35 条 授業科目の試験の評価は、秀、優、良、可及び不可の 5 段階をもって表し、秀、優、良及び可を合格とする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 36 条 教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により本大学院において修得したものとみなす単位は、10 単位を超えないものとする。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第 37 条 教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生に当該他の大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、10 単位を超えない範囲で修了の要件となる単位として認めることができる。

3 前 2 項の規定は、学生が第 26 条第 1 項の許可を受けて留学した場合に準用する。

(授業科目の履修方法等)

第 38 条 授業科目の履修方法に関し必要な事項は、別に定める。

## 第7章 修了及び学位

(修了)

第39条 第12条の修業年限以上在学し、所定の授業科目を30単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査に合格した者に対し、学長が修了を認定する。

(学位)

第40条 修了を認められた者には、修士(看護学)の学位を授与する。

2 修士の学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

## 第8章 科目等履修生、聴講生、研究生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第41条 本大学院所定の授業科目中、その1科目又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本大学院の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ履修を許可することがある。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第42条 本大学院において特定の授業科目の聴講を志願する者があるときは、本大学院の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ聴講を許可することがある。

3 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第43条 本大学院において特定の専門事項について研究しようとする者があるときは、本大学院の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ入学を許可することがある。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第44条 外国人で、本大学院において教育を受ける目的で入国し、本大学院に入学を志願する者があるときは、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

## 第9章 入学金及び授業料等

(入学金及び授業料等)

第45条 入学検定料、入学金及び授業料は、別表2のとおりとする。

2 第14条に規定する長期履修生が納める授業料の額は、別表2の2のとおりとする。

3 第41条に規定する科目等履修生が納める入学検定料、登録料及び科目等履修料の額

は、別表3のとおりとする。

- 3 第42条に規定する聴講生が納める入学検定料、入学金及び聴講料の額は、別表4のとおりとする。
- 4 第43条に規定する研究生が納める入学金、登録料及び研究指導料の額は、別表5のとおりとする。
- 5 前各号の納入方法等必要な事項は、別に定める。

## 第10章 賞 罰

(表彰)

第46条 学生として表彰に値する行為があった者は、学長は、表彰することができる。

(懲戒)

第47条 本大学院の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当した学生に対して行う。
  - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
  - (2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者
  - (3) 正当な理由なくして出席常でない者
  - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

## 第11章 雑 則

(その他)

第48条 この学則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

## 附 則

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度の研究科の収容定員は、第4条第2項の規定にかかわらず、3名とする。



別表1 (第30条第2項、第32条関係)

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		授業形態			単位数
			必修	選択	講義	演習	実験・実習	
共通科目	看護理論特論	1 前		2	○			必修 8 単位 選択 6 単位 以上
	看護研究方法特論	1 前	2		○			
	臨床倫理特論	1 後	2		○			
	多職種連携特論	1 後	2		○			
	統計学特論	1 前		2	○			
	質的研究方法特論	1 前		2	○			
	医療社会学特論	1 後		2	○			
	フィジカルアセスメント特論	1 前		2	○			
	コンサルテーション特論	1 後		2	○			
	災害看護特論	1 後		2	○			
看護学教育特論	1 後	2		○				

専門科目	基礎・地域連携 看護学領域	基礎看護学特論Ⅰ	1 前	2	○			選択 8 単位 以上
		基礎看護学特論Ⅱ	1 前	2	○			
		基礎看護学演習Ⅰ	1 後	2		○		
		基礎看護学演習Ⅱ	1 後	2		○		
		地域看護学特論Ⅰ	1 前	2	○			
		地域看護学特論Ⅱ	1 前	2	○			
		地域看護学演習Ⅰ	1 後	2		○		
		地域看護学演習Ⅱ	1 後	2		○		
	臨床・応用看護学領域	老年看護学特論Ⅰ	1 前	2	○			専門科目は各自の専門研究領域の「特論Ⅰ・Ⅱ」及び「演習Ⅰ・Ⅱ」各2単位を含む8単位を修得すること
		老年看護学特論Ⅱ	1 前	2	○			
		老年看護学演習Ⅰ	1 後	2		○		
		老年看護学演習Ⅱ	1 後	2		○		
		母性看護学特論Ⅰ	1 前	2	○			
		母性看護学特論Ⅱ	1 前	2	○			
		母性看護学演習Ⅰ	1 後	2		○		
		母性看護学演習Ⅱ	1 後	2		○		
		小児看護学特論Ⅰ	1 前	2	○			
		小児看護学特論Ⅱ	1 前	2	○			
		小児看護学演習Ⅰ	1 後	2		○		
		小児看護学演習Ⅱ	1 後	2		○		
	看護管理領域	看護管理学特論Ⅰ	1 前	2	○			
		看護管理学特論Ⅱ	1 前	2	○			
		看護管理学特論Ⅲ	1 後	2	○			
		看護管理学演習	1 後	2		○		

研究科目	看護学特別研究	2 通	8		○		必修 8 単位
合計 (40 科目)		—	16	70	—		30 単位以上

別表2（第45条第1項関係）

区 分		金 額 (円)
大 学 院	入学検定料	30,000
	入 学 金	250,000
	授 業 料	550,000

注1) 本学学生が、卒業後直ちに志願する場合は、入学検定料は無料とする。

注2) 本学卒業生が大学院に入学する場合は、入学金は無料とする。

別表2の2（第14条関係）

区 分		金 額 (円)	
長期履修生	授 業 料	1年目	368,000
		2年目	366,000
		3年目	366,000

別表3（第41条関係）

区 分		金 額 (円)
科目等履修生	入学検定料	10,000
	登 録 料	15,000
	科目等履修料	1単位につき 15,000

別表4（第42条関係）

区 分		金 額 (円)
聴 講 生	入学検定料	8,000
	登 録 料	10,000
	聴 講 料	1単位につき 10,000

別表5（第42条関係）

区 分		金 額 (円)
研 究 生	入 学 金	15,000
	登 録 料	30,000
	研究指導料	1単位につき 20,000

別表3～5については、実験実習等に要する費用を除く。

# 岩手保健医療大学学則

(平成 27 年 10 月 7 日制定)

(令和元年 7 月 24 日改定)

(令和 2 年〇月〇日改定)

## 目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条 - 第 2 条の 2)
- 第 2 章 組織 (第 3 条・第 4 条)
- 第 3 章 職員組織 (第 5 条 - 第 7 条)
- 第 4 章 教授会等 (第 8 条・第 9 条)
- 第 5 章 学年、学期及び休業日 (第 10 条 - 第 12 条)
- 第 6 章 修業年限及び在学年限 (第 13 条・第 14 条)
- 第 7 章 入学、休学及び退学等 (第 15 条 - 第 29 条)
- 第 8 章 教育課程及び履修方法等 (第 30 条 - 第 39 条)
- 第 9 章 卒業及び学位 (第 40 条・第 41 条)
- 第 10 章 科目等履修生、特別聴講学生、聴講生、研究生及び外国人留学生 (第 42 条 - 第 45 条)
- 第 11 章 入学金及び授業料等 (第 46 条)
- 第 12 章 賞罰 (第 47 条・第 48 条)
- 第 13 章 公開講座等 (第 49 条)
- 第 14 章 雑則 (第 50 条)

## 附則

### 第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 岩手保健医療大学 (以下「本学」という。) は、教育基本法及び学校教育法に則り、保健医療福祉分野における学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開できる専門職者を育成することを目的とする。

(自己評価等)

第 2 条 本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果に基づいて教育研究活動等の改善及び充実に努める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第 2 条の 2 本学は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るため、本学における研修及び研究を組織的に実施する。

## 第2章 組織

(学部、学科及び入学定員等)

第3条 本学看護学部を置く。

2 看護学部の学科、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
看護学科	80名	320名

(大学院)

第3条の2 本学大学院を置く。

2 大学院に関し必要な事項は、別に定める。

(図書館)

第4条 本学図書館を置く。

2 図書館に関し必要な事項は、別に定める。

## 第3章 職員組織

(職員の種類)

第5条 本学に、学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員その他必要な職員を置く。

(教員組織)

第6条 本学に教育研究上の目的を達成するため、教員組織として専門領域を置く。

(事務局)

第7条 本学事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

## 第4章 教授会等

(教授会)

第8条 本学の教育研究に関する重要事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会)

第9条 本学に、大学運営に必要な委員会を置くことができる。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

## 第5章 学年、学期及び休業日

(学年)

第10条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日で終わる。

(学期)

第11条 学年を次の学期に分ける。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第12条 休業日は、次のとおりとする。ただし、第4号から第6号の期間は、毎年度学年暦により定める。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 開学記念日
- (4) 春期休業
- (5) 夏期休業
- (6) 冬期休業

2 前項の規定にかかわらず、学長は必要があると認めた場合は、休業日の変更又は臨時の休業日を定めることができる。

## 第6章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第13条 本学の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第14条 在学期間は、通算して8年を超えることができない。

2 編入学、転入学及び再入学した学生は、定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

## 第7章 入学、休学及び退学等

(入学の時期)

第15条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第16条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者、又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

(入学の志願)

第17条 本学への入学を志願する者は、本学所定の出願書類に入学検定料を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

(入学者の選考)

第18条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第19条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに、本学所定の書類を提出するとともに、入学金、授業料及びその他の学費を納付しなければならない。

2 学長は、前項に規定する入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(編入学)

第20条 本学に編入学を志願する者がいるときは、欠員のある場合に限り選考のうえ、相当年次に入学を許可することができる。

(転入学)

第21条 他の大学に在学する者で、本学に転入学を志願する者がいるときは、欠員のある場合に限り選考のうえ、相当年次に入学を許可することができる。

(再入学)

第22条 第26条及び第28条の規定により本学を退学した者で、本学に再び入学を志願する者は、欠員のある場合に限り選考のうえ、相当年次に入学を許可することができる。

(編入学、転入学、再入学の修業年限等)

第23条 第20条、第21条及び第22条の規定により入学を許可された者の在学期間の通算、及び既修得単位の取り扱いその他必要な事項は、別に定める。

(休学)

第24条 学生が疾病その他の理由により、引き続き2か月以上修学することができないときは、学長の許可を得て休学することができる。

2 学長は、疾病のため修学することが適当でないと認められる学生に対して、休学を命ずることができる。

3 休学期間は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別な事情がある場合は、学長の許可を受けて、1年の範囲内で期間を延長することができる。

4 休学期間は、通算して4年を超えることはできない。

5 休学期間は、在学年限に算入しない。

(復学)

第25条 休学期間中に当該理由がなくなったときは、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第26条 学生が他の大学へ転学をしようとするときは、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(留学)

第27条 学生が外国の大学に留学をしようとするときは、学長に願い出て許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けて留学した期間は、修業年限に含めることができる。

3 留学の取り扱いについては、別に定める。

(退学)

第28条 学生が退学しようとするときは、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第29条 学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、学長が除籍する。

- (1) 第14条に規定する在学年限を超えたとき。
- (2) 第24条第4項に規定する休学期間を超えたとき。
- (3) 授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しないとき。
- (4) 行方不明の者及び死亡した者

## 第8章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第30条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目に分け、各年次に配当して編成する。

2 授業科目及び単位数は、別表1のとおりとする。

(履修単位)

第31条 学生は、別表1に定めるところにより125単位以上を修得しなければならない。

(単位の計算方法)

第32条 各授業科目の単位数の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 一つの授業科目について、講義、演習、実験、実習及び実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合については、前2号に規定する基準を考慮して、別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(1年間の授業時間)

第33条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(単位の授与)

第34条 授業科目を履修し、所定の試験に合格した者には、単位を与える。

(学修の評価)

第35条 授業科目の試験の評価は、A、B、C及びDの4段階をもって表し、A、B及びCを合格とする。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第36条 教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の大学又は短期大学

において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第37条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第38条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(第36条の規定により修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、第20条、第21条及び第22条に規定する編入学、転入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第36条第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(授業科目の履修方法等)

第39条 授業科目の履修方法に関し必要な事項は、別に定める。

## 第9章 卒業及び学位

(卒業)

第40条 第13条の修業年限以上在学し、第31条に定める単位を修得した者については、学長が卒業を認定する。

(学位)

第41条 卒業を認められた者には、学士の学位を授与する。

- 2 学士の学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

## 第10章 科目等履修生、特別聴講学生、聴講生、研究生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第42条 本学所定の授業科目中、その1科目又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、学部の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ履修を許可することがある。

- 2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。



(特別聴講学生)

第43条 他大学の学生で、本学の授業科目の履修を志願する者があるときは、当該他大学との協議に基づき、特別聴講学生として聴講を許可することがある。

2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第43条の2 本学において聴講を志願する者があるときは、学部の教育に支障のない場合に限って、選考のうえ聴講を許可することがある。

2 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第44条 本学において特定の専門事項について研究しようとする者があるときは、学部の教育に支障のない場合に限って、選考のうえ入学を許可することがある。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第45条 外国人で、本学において教育を受ける目的で入国し、本学に入学を志願する者があるときは、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

## 第11章 入学検定料及び学費

(入学検定料及び学費)

第46条 入学検定料及び学費(入学金、授業料、施設設備費及び実験実習費をいう。)の額は、別表2のとおりとする。

2 第42条に規定する科目等履修生が納める入学検定料、登録料及び科目等履修料の額は、別表3のとおりとする。

3 第43条第1項及び第2項に規定する特別聴講学生が納める聴講料の額は、別表4のとおりとする。

4 第43条の2第1項に規定する聴講生が納める入学検定料、入学金及び聴講料の額は、別表5のとおりとする。

5 第44条に規定する研究生が納める入学金、登録料及び研究指導料の額は、別表6のとおりとする。

6 前各号の納入方法等必要な事項は、別に定める。

## 第12章 賞 罰

(表彰)

第47条 学生として表彰に値する行為があった者は、学長は、表彰することができる。

2 学生の表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第48条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当した学生に対して行う。
- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
  - (2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者
  - (3) 正当な理由なくして出席常でない者
  - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- 4 学生の懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

### 第13章 公開講座等

(公開講座)

第49条 地域における健康と福祉の向上に資するため、公開講座を設けることができる。

- 2 公開講座を実施する場合に教材費等の開催経費を徴する場合がある。

### 第14章 雑則

(細則)

第50条 この学則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、令和元年8月1日から施行する。

(岩手保健医療大学学則の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第46条第1項(入学検定料及び学費)の規定は、令和元年度以前の入学者については、なお、従前のおりとする。

附 則

(施行期日)

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

別表1 (第30条第2項、第31条関係)

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		授業形態			卒業要件	
			必修	選択	講義	演習	実験・実習		
基礎科目 (総合人間科学)	思考の基礎と方法	探求の基礎	1前	2		○		※2	
		英語Ⅰ	1後	2		○			
		英語Ⅱ	2前	2		○			
		医療英語	4後		1		○		
		情報処理	1前	2			○		
		調査と統計	3後	2			○		
		基礎ゼミナール	1通	2			○		
		健康とスポーツ	2通		2		○		
	自己・他者の理解	対人コミュニケーション	1前	1			○	必修22単位 選択1単位以上	
		人間関係	1後	1			○		
人間と心理		1前		1		○			
発達と教育		1後		1		○			
人間の生涯発達		1後	2			○			
人間の生と死		2後	1			○			
東アジアの文化		4後		1		○			
西ヨーロッパの文化	4後		1		○				
生活・社会の理解	地域の文化	1前	1			○	※2		
	暮らしの科学	1前	1			○			
	人間と文化	1後	1			○			
	家族という社会	2前	1			○			
	憲法	2前		2		○			
社会と福祉	3前	1			○				
専門基礎科目 (看護とその対象理解ベースック)	自然・環境の理解	自然科学	1前	1		○		必修25単位 選択1単位以上	
		環境生態学	1前		1		○		
	健康の理解	生化学	1前	1			○		
		形態機能学	1前	2			○		
		病態生理学	1後	2			○		
		疾病治療論Ⅰ	1後	2			○		
		疾病治療論Ⅱ	2前	2			○		
		疾病治療論Ⅲ	2後	1			○		
		ヘルスアセスメント	1前	1			○		
		メンタルヘルス論	1後		1		○		
		臨床栄養学	2前	1			○		
		臨床薬理学	2後	1			○		
		保健と環境 (被災地支援に向けて)	ボランティア論	1後		1			○
感染症学	1後		2			○			
ヘルスプロモーション論	3前		2			○			
チーム医療論	2後		2			○			
医療経済学	4後			2		○			
公衆衛生学・疫学	3前		2			○			
災害援助論	3前		1			○			
保健医療福祉行政論	4前	2			○				

専 門 科 目 （ 看 護 の 理 解 ）	基盤の理解	看護学概論	1 前	2		○			}
		早期体験実習	1 前	1			○		
		基礎看護援助論	1 前	2		○			
		生活援助技術論	1 後	2			○		
		看護理論	1 後	1		○			
		生活援助実習	1 後	2				○	
		看護倫理	2 前	1			○		
		家族看護論	2 後	1		○			
	実践の理解	療養援助技術論	2 前	2			○		}
		看護過程論	2 前	1			○		
		療養援助実習 I	2 前	2				○	
		療養援助実習 II	2 後	2				○	
		成人看護学概論	1 後	1		○			
		成人看護援助論	2 前	1		○			
		生活習慣看護論	2 後	1		○			
		慢性期看護技術論	3 前	1			○		
		成人看護学実習 I	3 前	2				○	
		急性期看護技術論	3 後	1			○		
		がん看護論	3 前	1		○			
		成人看護学実習 II	3 後	2				○	
		老年看護学概論	1 後	1		○			
		老年看護援助論	2 前	2		○			
		老年看護技術論	2 後	1			○		
		老年看護学実習	3 前	2				○	
		母性看護学概論	2 前	1		○			
		母性看護援助論	2 後	2		○			
		母性看護技術論	3 前	1			○		
		母性看護学実習	3 通	2				○	
小児看護学概論	2 前	1		○					
小児看護援助論	2 後	2		○					
小児看護技術論	3 前	1			○				
小児看護学実習	3 通	2				○			
精神看護学概論	2 前	1		○					
精神看護援助論	2 後	2		○					
精神看護技術論	3 前	1			○				
精神看護学実習	3 後	2				○			
} 必修 53 単位									

統 合 科 目 （ 看 護 の 統 合 的 理 解 ）	在宅看護の 理解	在宅看護学概論	3 前	1		○			
		在宅看護援助論	3 後	1		○			
		保健医療福祉連携論	3 後	1			○		
		在宅看護技術論	4 前	1			○		
		在宅看護学実習	4 前	2				○	
	地域・公衆 衛生看護の 理解	地域看護学概論	3 後	1		○			※1 ※1 ※1
		地域看護援助論	3 後	1		○			
		公衆衛生看護技術論	4 前		2		○		
		公衆衛生看護管理論	4 前		2		○		
		地域看護学実習	4 前	1				○	
		公衆衛生看護学実習	4 前		4			○	
	看護の総合 的理解	リハビリテーション看護論	3 前		1	○			必修 20 単位 選択 3 単位 以上  ※1
		放射線看護論	3 後		1	○			
		セクシャルヘルスアセスメント	3 後		1	○			
		エンド・オブ・ライフケア論	3 後	1		○			
災害看護論		4 前	1		○				
感染看護論		4 前		1	○				
看護教育論		4 前		1	○				
看護管理論		4 前	1		○				
救急看護論		4 後		1	○				
国際看護論		4 後		1	○				
臨床倫理		4 後	1			○			
総合実習		4 後	2				○		
看護研究方法論		3 後	1			○			
卒業研究ゼミナール	4 通	4				○			
合計（103 科目）		—	120	29	—			125 単位以上	

※ 1 は保健師課程選択学生のみ必修科目

※ 2 は養護教諭二種免許取得を希望した学生のみ、※ 1 に加えて必修とする科目

別表2（第46条第1項関係）

区 分		金 額 (円)
学 部	入 学 検 定 料	30,000
	入 学 金	250,000
	授 業 料	900,000
	施 設 設 備 費	250,000
	実 験 実 習 費	200,000

別表3（第46条第2項関係）

区 分		金 額 (円)
科 目 等 履 修 生	入 学 検 定 料	10,000
	登 録 料	15,000
	科 目 等 履 修 料	1単位につき 15,000

別表4（第46条第3項関係）

区 分		金 額 (円)
特 別 聴 講 学 生	聴 講 料	1単位につき 15,000

別表5（第46条第4項関係）

区 分		金 額 (円)
聴 講 生	入 学 検 定 料	8,000
	入 学 金	10,000
	聴 講 料	1単位につき 10,000

※ 単位は認定されない。

別表6（第46条第5項関係）

区 分		金 額 (円)
研 究 生	入 学 金	15,000
	登 録 料	30,000
	研 究 指 導 料	月額 20,000

(注) 別表3～6については、実験実習等に要する費用を除く。

## (新旧対照表)

## 岩手保健医療大学学則

新	旧												
<p>目次</p> <p>第1章 【略】</p> <p>第2章 組織 (学部、学科及び入学定員等)</p> <p>第3条 本学に看護学部を置く。</p> <p>2 看護学部の学科、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="284 674 742 757"> <thead> <tr> <th>学 科</th> <th>入学定員</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>看護学科</td> <td>80名</td> <td>320名</td> </tr> </tbody> </table> <p>(大学院)</p> <p>第3条の2 本学に大学院を置く。</p> <p>2 大学院に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>(図書館)</p> <p>第4条 本学に図書館を置く。</p> <p>2 図書館に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>第3章～第14章 【略】</p> <p>附則 (施行期日) この学則は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>附則 (施行期日) 1 この学則は、令和元年8月1日から施行する。 (岩手保健医療大学学則の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>2 第46条第1項(入学検定料及び学費)の規定は、令和元年度以前の入学者については、なお、従前のとおりとする。</p> <p>附則 (施行期日) この学則は、令和3年4月1日から施行する。</p>	学 科	入学定員	収容定員	看護学科	80名	320名	<p>目次</p> <p>第1章 【略】</p> <p>第2章 組織 (学部、学科及び入学定員等)</p> <p>第3条 本学に看護学部を置く。</p> <p>2 看護学部の学科、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="893 674 1351 757"> <thead> <tr> <th>学 科</th> <th>入学定員</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>看護学科</td> <td>80名</td> <td>320名</td> </tr> </tbody> </table> <p>(図書館)</p> <p>第4条 本学に図書館を置く。</p> <p>2 図書館に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>第3章～第14章 【略】</p> <p>附則 (施行期日) この学則は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>附則 (施行期日) 1 この学則は、令和元年8月1日から施行する。 (岩手保健医療大学学則の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>2 第46条第1項(入学検定料及び学費)の規定は、令和元年度以前の入学者については、なお、従前のとおりとする。</p>	学 科	入学定員	収容定員	看護学科	80名	320名
学 科	入学定員	収容定員											
看護学科	80名	320名											
学 科	入学定員	収容定員											
看護学科	80名	320名											





# 岩手保健医療大学大学院教授会規程

(令和〇年〇月〇日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、岩手保健医療大学大学院学則第7条第2項の規定に基づき、大学院教授会（以下「教授会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 教授会は、学長、大学院の授業を担当する教授をもって構成する。

(審議事項)

第3条 教授会は、学長が次の各号に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、修了に関すること。
- (2) 学位の授与に関すること。

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する次の事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

- (1) 教育課程の編成に関すること。
- (2) 学生の厚生補導に関すること。
- (3) 学生の賞罰に関すること。
- (4) 教員の任用に伴う教育研究業績等の審査に関すること。
- (5) その他教育研究に関する重要な事項で、意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

(招集)

第4条 教授会は、学長が招集し、その議長となる。

2 学長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ学長が指名した者がその職務を代行する。

(会議の開催)

第5条 教授会は、原則として月1回開催するものとする。

2 緊急やむを得ない事由により、学長が必要と認めるときは、臨時の教授会を開催することができる。

3 学長は、教授会構成員の3分の1以上の者から議題を付して要求があった場合は、教授会を開催しなければならない。

(定足数)

第6条 教授会は、その構成員の3分の2以上の出席がなければ、開催することができない。

2 休職中の者、その他長期にわたって出席できない者は、前項の定足数から除く。

(議決)

第7条 教授会の議決を要する事項については、別に定める場合を除き、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(構成員以外の出席)

第8条 議長は必要があると認めるときは、構成員以外の者を出席させ意見を求めることができる。

(議事録)

第9条 教授会の議事については、議事録を作成し、保存しなければならない。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、理事会が行う。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。